

唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る
計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、九電みらいエナジー株式会社が、佐賀県唐津市において、最大で総出力28,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ等の希少猛禽類の生息地及びツル類等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性があることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在し、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が計画中であり、累積的な環境影響が懸念されるため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）事業計画の見直し

2.（1）及び（2）により、騒音等及び風車の影による影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（4）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域及び風力発電設備の配置を再検討し、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域及び風力発電設備の配置を再検討し、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ等の希少猛禽類の生息地及びツル類等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。なお、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）等を踏まえて行うこと。

(4) 水生生物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、河川源流部や沢筋、ため池等が存在しており、本事業の実施により、これら水環境への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えるとともに、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地形等の現地の状況を踏まえた上で沢筋等から距離を確保すること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、玄海国定公園が位置しており、本事業の実施により、玄海国定公園内に位置する立神岩等からの眺望景観への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、玄海国定公園の管理者を含む関係自治体の意見を踏まえた上で、必要に応じて専門家や利用者等の意見を踏まえること。